総営第10号

仕　様　書

1　役務件名　：　油分離槽清掃役務

2　役務場所　：　沙流郡日高町字千栄７５番地　陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処

3　役務概要　：　下表２基の油分離槽の油、汚泥等の汲取り及び内部洗浄　１式

	番号	用　途	L	W	H（水位）	容積（容量）
油分離槽	No.1	洗車場	1.2m	0.7m	1.65m（0.7m）	1.386m3（0.59m3）
	No.2	非常用電源施設	2.0m	0.6m	1.25m（0.6m）	1.5m3（0.72m3）

4　一般事項

(1)　本役務は、本仕様書、図面及び関係法規に基づき実施するものとする。

(2)　本仕様書に不明又は疑問が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。

(3)　本役務において必要な書類等は、監督官の指示において遅滞なく提出するものとする。

(4)　本役務に使用する水、電気等は契約業者側において準備するものとする。

(5)　役務写真の規格は、デジタル写真にて、Ｌ版相当をＡ４縦用紙に３コマ印刷し、役務内容等について記載。撮影箇所は、着手前、作業中、完了時を撮影し、役務写真帳に編綴して、１部提出する。

(6)　役務現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が、関係法令に従って行うものとし、施工に伴う災害及び事故防止に努めるものとする。

5　特記事項

(1)　油分離槽内の油水及び汚泥等の汲取りを行うものとする。

(2)　油分離槽内各面に付着した汚泥等をスクレーパー等により剥離除去しブラシ等を用いて洗浄する。

(3)　洗浄水及び汚泥等を汲取り、槽内各面の汚泥等が除去されたことを確認すること。

(4)　本役務により発生した汚水、汚泥、廃油及びウエス等は、契約業者の責任において、関係法令等に従い適正に処分し、産業廃棄物管理表の写しを１部提出する。

(5)　本役務の実施が原因となった事故は、契約業者側の責任とし、発注者側に損害を与えた場合は直ちに原状回復又は補償の義務を負うものとする。

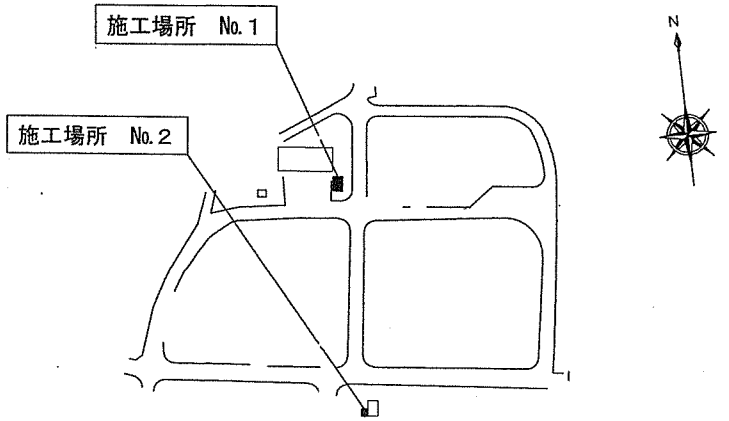

配置図　Ｓ＝１／４，０００

役務関係者以外不許複製

役務図面	油分離槽清掃役務	図面番号	１／１
図面名称	仕様書、配置図	縮　尺	
		図　示	

支処長	総務科長	ﾎﾞｲﾗｰ係長	営繕係長	電気係	担当者

陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処　　令和 4 年 7 月 12 日